

納付書で市税などを納付しているかたへ

届出印不要、キャッシュカードで口座振替の申し込みができます



ペイジー 口座振替受付サービスでは…

- キャッシュカードで申し込みができます。
- 通帳も届出印も必要ありません。

対象科目 市・県民税、森林環境税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童保育料、保育所給食費

申込み場所 市役所窓口(税務課、保険年金課、高齢介護課、こども保育課)

持ち物 キャッシュカード、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

※来庁できない場合は、書類で手続きできますので、問い合わせください。

※口座名義人と異なるかたが手続きする場合は委任状が必要です。

※利用できないキャッシュカードがあります。

取扱金融機関(ペイジーでの受付の場合)

埼玉りそな銀行 りそな銀行 三井住友銀行 足利銀行 武蔵野銀行 埼玉縣信用金庫 中央労働金庫 三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行

※保育料、学童保育料、保育所給食費は、埼玉りそな銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫のみ利用可能です。

口座振替開始までの期間(ペイジーでの受付の場合)

振替を希望する納期限の約20日前までに申し込みが必要です。

令和7年度第1期から口座振替を希望する場合は、表を参考にしてください。

科目	市・県民税 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	保育料 学童保育料 保育所給食費
申込み期限	6月10日(火)	5月9日(金)		7月10日(木)	担当に問い合わせ ください。
振替開始(第1期納期限)	6月30日(月)	6月2日(月)		7月31日(木)	

問合せ ☎0480(92)1111

市・県民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)▶税務課 徴収管理担当

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料▶保険年金課 国民健康保険担当、後期高齢者医療担当

介護保険料▶高齢介護課 介護保険管理担当

保育料、学童保育料、保育所給食費▶こども保育課 保育担当、学童保育担当

4月から市の組織が変わりました

個別の行政課題に対して機動的に対応するため、組織の改編を行いました。

組織の設置

新設

- ▶**ファシリティマネジメント推進課(市役所3階)**
公共施設を総合的かつ計画的に管理します。
・施設再編担当 ・管財担当 ・営繕担当

新設

- ▶**文化・スポーツ振興課(市役所2階)**
スポーツや文化を軸とした地域振興策を推進します。
・スポーツ振興担当 ・文化振興担当
※施設予約などの手続き場所が変更となりますのでご了承ください。

新設

- ▶**魅力ある学校づくり推進室(市役所2階)**
良い学校環境を形成し、魅力的な学校づくりを推進します。
・市立学校再編担当

▶**お知らせ**

4月から地域振興課が市役所3階に移動します。

問合せ 企画政策課政策調整担当 ☎0480(92)1111 内線342